



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件) …… (環境局多摩環境事務所環境改善課) …… 一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除 …… (同) …… 三

告示 (海区漁調)

- 東京海区におけるうみがめの採捕の制限 …… 四
- 東京海区における浮きはえ縄漁業の制限 …… 五

公告

- 開発行為に関する工事完了 …… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課) …… 六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 …… (産業労働局商工部地域産業振興課) …… 七
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要 …… (同) …… 七
- 都市計画事業の施行 …… (建設局公園緑地部計画課) …… 八

告示

● 東京都告示第九十六号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第六條第

一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域 (以下「要措置区域」という。) を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月七日

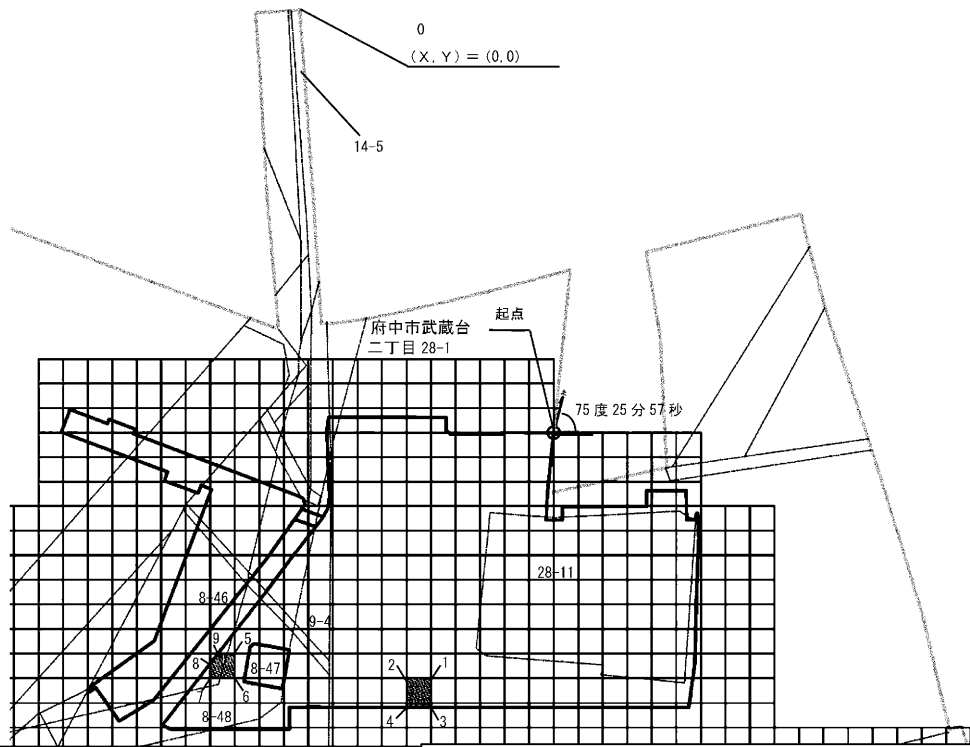
東京都知事 小池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり (府中市武蔵台二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



点名	X座標	Y座標
0	0	0
起点	103.591	-172.629
1	53.591	-272.629
2	53.591	-285.437
3	43.591	-285.373
4	43.591	-272.629
5	-26.409	-262.629
6	-26.409	-272.629
7	-36.409	-272.629
8	-36.409	-266.851
9	-33.107	-262.629

凡例

- 敷地境界
- 調査範囲
- 単位区画
- 筆境界
- 要措置区域

〈起点〉
 起点は、座標値(X=103.591, Y=-172.629)とする。
 ※座標値は、府中市武蔵台二丁目14番5の最北端を(X, Y)=(0, 0)とし、東西方向をX、南北方向をYとした任意の座標である。

〈格子の回転角度：75度25分57秒〉
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並にこれと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百九十七号

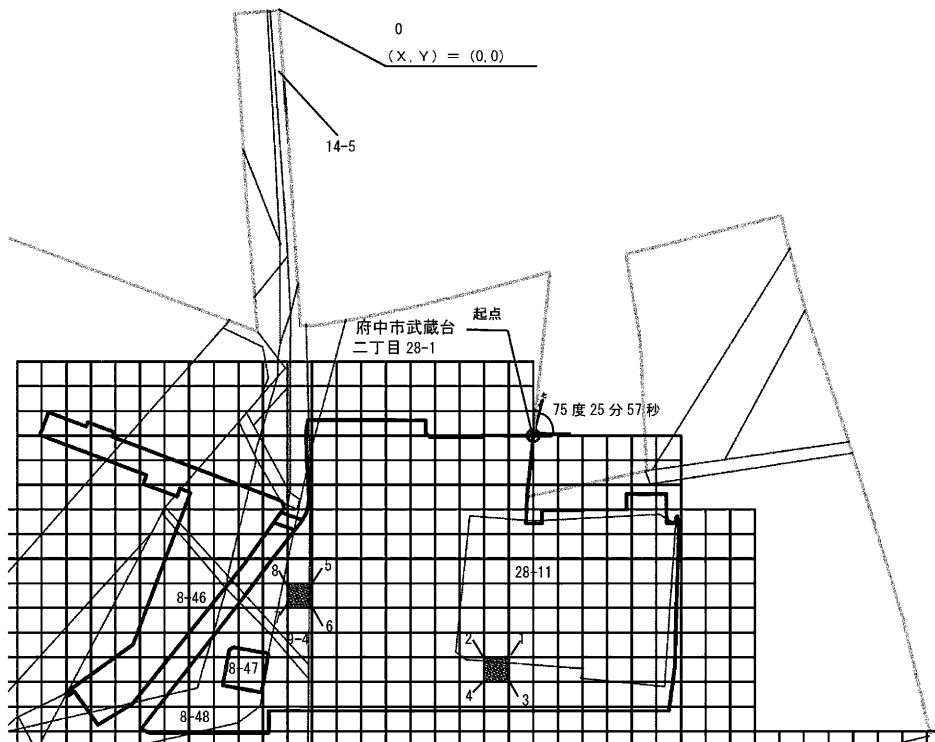
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月七日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(府中市武蔵台二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



点名	X座標	Y座標
0	0	0
起点	103.591	-172.629
1	93.591	-262.629
2	93.591	-272.629
3	83.591	-272.629
4	83.591	-262.629
5	13.591	-232.629
6	13.591	-242.629
7	3.591	-242.629
8	3.591	-232.629

凡例

- 敷地境界
- 調査範囲
- 単位区画
- 筆境界
- 形質変更時要届出区域

〈起点〉
 起点は、座標値(X=103.591, Y=-172.629)とする。

※座標値は、府中市武蔵台二丁目14番5の最北端を(X, Y)=(0, 0)とし、東西方向をX、南北方向をYとした任意の座標である。

〈格子の回転角度：75度25分57秒〉
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

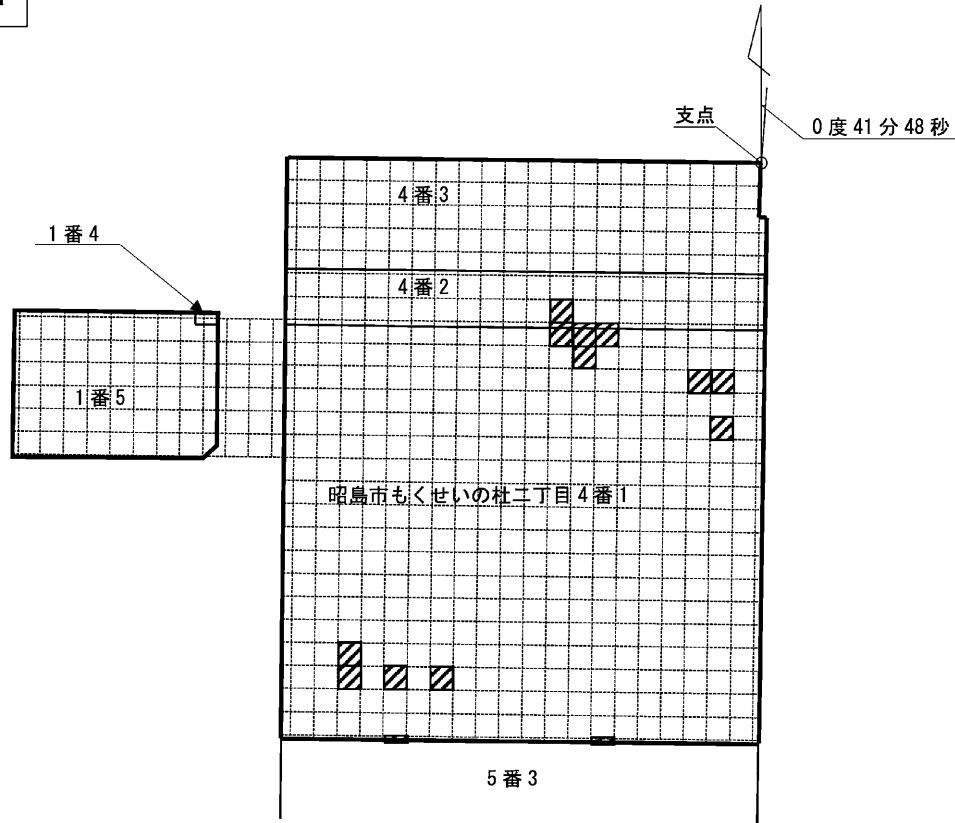
●東京都告示第百九十八号
 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第二項の規定により、令和三年東京都告示第千二百五号に
 より指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三
 項において準用する同法第六条第二項の規定により、次の
 とおり告示する。

令和五年三月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（昭島市もくせい
 の杜二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
 九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
 定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図







【格子の回転角度(0度41分48秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支 点】

支点は、昭島市もくせいの杜二丁目4番3の最北端とする。

【凡 例】

-  指定を解除する区域
-  単位区画
-  敷地境界
-  筆境界

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第三号

東京海区におけるうみがめの採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和五年三月七日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(採捕の制限)

一 東京海区(東京都内湾海域を除く。)において、うみがめ科のあかうみがめ(卵を含む。)及びたいまい(卵を含む。)(以下これらを「うみがめ」という。)を採捕してはならない。ただし、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の採捕の承認を受けた者については、この限りでない。

(採捕の承認)

二 うみがめの採捕をしようとする者は、次のとおり委員会の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象となる者

承認の対象となる者は、採捕の目的が次のいずれかに該当する者でなければならない。

ア 試験又は研究の用に供する者

イ 増殖の用に供する者

ウ 委員会が特に認めたる者

(二) 雌がめの採捕禁止

(一)ウにより承認を受けた者であっても、雌がめは採捕してはならない。

(三) 承認書の携帯

うみがめの採捕の承認を受けた者は、採捕の際、委員会が交付した承認書を所持しなければならない。

(四) 採捕報告書の提出義務

うみがめの採捕の承認を受けた者は、採捕終了後三十日以内に、採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

(五) 承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

(六) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。

●東京漁調指示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定に基づき、東京海区(伊豆諸島海域に限る。)における浮きはえ縄漁業(以下「この漁業」という。)について、次のとおり指示する。

令和五年三月七日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。(一) 令和五年六月一日から同年十二月三十一日までの間

の大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線から三海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、ひょうたん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬(中ノ黒瀬を含む。))における操業

(二) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業(承認操業)

二 総トン数二十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象者

ア 東京海区(伊豆諸島海域に限る。)において、前年度にこの漁業の承認(六月一日から十二月三十一日までの期間)を受け水揚げした実績を有する者
イ 前年度に承認を受け操業したものの、水揚げした実績を有しない場合にあつては、申請者の所属する漁業協同組合及び住所の所在地の都県の水産主務課長により、承認を保持する必要がある、かつ、漁業秩序の遵守及び漁業調整上支障がないことの見解書を提出し、委員会が特に認めた者
ウ 委員会が特に認めた者
エ 試験研究機関

(二) 承認隻数

ア この漁業の承認できる総トン数五トン以上二十ト

ン未満の船舶の隻数の最高限度は九十五隻以内とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

- 東京都 二十二隻
- 静岡県 九隻
- 千葉県 五十隻
- 宮城県 二隻
- 和歌山県 四隻
- 高知県 三隻

イ この漁業の承認できる総トン数五トン未満の船舶の隻数の最高限度は四隻以内とし、県別の隻数は、次のとおりとする。

- 神奈川県 一隻
- 千葉県 三隻

(三) 承認をしない場合

ア 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
イ 漁業関係法令又は漁業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合
ウ 同一の漁業者が二隻以上の船舶について申請をした場合
エ 前年度にこの承認の規定に違反したと認められる場合
オ その他委員会が漁業調整上支障があると認められた場合

(操業方法等)

三 この漁業の承認を受けた者の操業方法等は、次のとおりとする。

(一) 操業の際、既に投縄してある漁具又は投縄しようと

する船舶から少なくとも一海里以上の間隔をとること。

(二) 突棒漁業、ひき縄漁業、底魚一本釣漁業及び流し刺し網漁業が操業している場合には、その操業を妨げてはならない。

(三) 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮明な浮標灯を付けなければならない。

(四) 漁具には少なくとも二箇所以上、船名を明記しなければならぬ。

(五) 新黒瀬漁場の北端から南の八丈島周辺海域で一度に操業できる船舶は、千葉県所属船にあつては二十隻以内、その他の県の所属船にあつては五隻以内とし、輪番操業を認めるものとする。

(六) 八丈島周辺海域で輪番操業する船舶は、五に定める操業旗章のほかに委員会が別に定める輪番旗を掲揚しなければならない。

(七) 八丈島周辺海域で操業しようとする船舶は、あらかじめ八丈島漁業無線局(一ワット二十七メガヘルツ)を通じて地元漁協と連絡をとりトラブルの回避に努めること。

(操業協定等)

四 この漁業の承認を受けた者は、漁業秩序の維持、漁具被害の防止等を図る必要があると委員会が認めた場合は、当該漁業者(漁業協同組合等を含む。)との間又は他の競合する漁業者(漁業協同組合等を含む。)との間で、操業協定等を締結しなければならない。ただし、協定等を締結しなくても漁業秩序が維持される等、特に委員会が認めた場合はこの限りではない。

(一) 漁業者間で定められた操業ルールの遵守に努めるは

か、適宜漁業者間による協議を行い、操業秩序の維持を確保しなければならない。

(二) 操業海域において、他種漁業との間で漁場競合が発生した場合においては、必要に応じて相手方と連絡を取る等、トラブル回避について、誠意ある対応に努めなければならない。

(三) この漁業の承認を受け、かつ、太平洋広域漁業調整委員会指示による沿岸くろまぐる漁業を営む場合、資源の保護培養、漁業秩序維持等のため、住所の所在地の都県に配分された漁獲可能量、所属する漁業協同組合内あるいは漁業者間で締結した協定等の取決め事項等を遵守しなければならない。

(承認書の備付け及び操業旗章の掲揚)

五 この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。(承認の取消し)

六 次の事項に該当するときは、承認を取り消すことができる。

(一) 承認を受けた者以外の者が、実質上操業を指揮しているとき。

(二) 承認を受けた者が、この承認の規定に違反したとき。

(三) 委員会が漁業調整上必要があると認めたとき。

(操業実績報告書の提出義務)

七 この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和六年一月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を提出しなければならない。

なお、提出された報告書の内容について、疑義がある

場合、委員会は、追加の関係書類の提出を指示することができる。

(遵守事項)

八 この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、漁業調整上委員会が必要と認め、指示し、又は指導した事項を遵守しなければならない。

(その他)

九 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

十 この指示の有効期間は、令和五年六月一日から同年十二月三十一日までとする。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年三月七日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 申 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

青梅市師岡町一丁目百三十番 青梅市藤橋一丁目四百十七
二十七、同番二十七地先、百 番地十九
三十一番二、同番三、百三十 有限会社大野ハウジング
二番、百三十三番、百三十四 取締役 澤田 亮
番三、百四十二番及び百四十
三番の一部

東大和市立野三丁目六百三十 西東京市北原町三丁目二番

六番一(第二工区)

二十二号

株式会社アーネストワン
代表取締役 松林 重行

清瀬市中里五丁目百八番二の
一部及び千百二十七番一
国分寺市東戸倉一丁目十六
番地四十一
株式会社富晴
代表取締役 富田 讓治

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体に
あつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和五年三月七日から四月以内に東京都産業労働
局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
に到着するように提出してください。

令和五年三月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 新高円寺ツインビル
- 二 店舗所在地 杉並区梅里一丁目七番七号
- 三 設置者名 鹿島建設株式会社ほか八名
- 四 設置者住所 港区元赤坂一丁目三番一号ほか
- 五 変更を行った設置者名 鹿島建設株式会社

六 変更前の設置者住所 港区元赤坂一丁目二番七号

七 変更後の設置者住所 港区元赤坂一丁目三番一号

八 変更前の設置者の代表者名 梅田 貞夫

九 変更後の設置者の代表者名 天野 裕正

十 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社クイーンズ伊勢丹ほか六名

十一 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社エムアイフーズスタイルほか四名

十二 変更を行った小売業者の氏名又は名称 有限会社グリーンヒルフクダ

十三 変更前の小売業者の代表者名 福田 栄三

十四 変更後の小売業者の代表者名 福田 栄一郎

十五 変更日 令和三年九月一日ほか

十六 届出日 令和五年二月十六日

十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十八 縦覧期間 令和五年三月七日から同年七月七日まで。ただし、東京都の休日に

十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年三月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 AKIBAカルチャーズZONE

二 店舗所在地 千代田区外神田一丁目七番六号

三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社

四 意見

ア 聴取者 千代田区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和五年二月十七日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和五年三月七日から同年四月七日まで。ただし、東京都の休日に

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 HANEDA INNOVATION CITY
- 二 店舗所在地 大田区羽田空港一丁目十番の二ほか
- 三 設置者名 羽田みらい特定目的会社
- 四 意見
- ア 聴取者 大田区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和五年二月二十一日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和五年三月七日から同年四月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 恵比寿ガーデンプレイス

二 店舗所在地 渋谷区恵比寿四丁目二十番七号ほか

三 設置者名 サッポロ不動産株式会社ほか一名

四 意見

ア 聴取者 渋谷区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和五年二月二十二日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和五年三月七日から同年四月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

都市計画公園事業の事業計画の施行について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和五年三月七日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画事業の 別表のとおり
種類及び名称

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の 事業地の所在 備考
種類及び名称

東京都市計画公 杉並区善福寺三 令和五年二月十七日
園事業第七・五 丁目地内 関東地方整備局告示
第三十五号

公園 十三号善福寺 公園

東京都市計画公 練馬区春日町一 令和五年二月十七日
園事業第五・五 丁目地内 関東地方整備局告示
第三十六号

公園 十号練馬城址 公園

公園

発行所 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
定価 本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001
電話 〇三(三三二)一一一一(代)

